

生活保護基準・25年度版 (1人暮らしの場合の月額)

(この額より収入が少なかったら生保開始になる基準) (25年8月から)

	1級地の1(都会) の保護基準 計26万1680円	2級地の1 の保護基準 計23万5250円	3級地の2 の保護基準 計19万8260円
1類(食費) 20~40歳の額	39495円	35685円	30770円
2類(光熱・衣服・雑費)	42165円	38295円	33120円
障害者加算(手帳1・2級)	26420円	24570円	22730円
重度障害者加算(7月~)	14280円	14280円	11120円
他人介護料一般基準(全国同額)	69520円	69520円	69520円
住宅扶助(1.3倍額)	69800円	53000円	31000円
(↑各県で違う)	(↑東京都の額)	(↑高松市の額)	(↑北海道の額)

★介護の必要ない人は重度障害者加算と他人介護料一般基準を引いた額(ヘルパー制度等で必要な介護がすべて足りている場合は他人介護料一般基準を引いた額)が生保基準になります。

★実際には他人介護料特別基準の所長承認や大臣承認で生保額は増えます。

★この表に載っている部分は申請して原則14日以内に受けられます。特別基準の部分はそれ以上かかります。(電話で毎日進行を聞かないと特別基準の書類は棚ざらしにされることがあるので注意)

◆厚労省保護課係長談:「生保を受けられるかどうかの『生保基準』の算定に、『介護の必要な車椅子障害者の場合は、住宅扶助(1.3倍額)と他人介護料一般基準を入れるよう』各地の福祉事務所のワーカーに指導しているのですが、守られていない場合は指導しますので連絡ください。」

★ ↑ 生保基準について、福祉事務所のワーカーが無知な場合、①この表を見せて指摘してください。②それでもだめなら、当会制度係に連絡いただければ、厚労省保護課から指導してもらいます。

参考 25年7月までの月額(上記合計額)は、1級地の1:26万4150円 2級地の1:23万7940円 3級地の2:20万2770円。1人暮らしの場合、月に4000円弱下がったことになる。3年間で約1万1000円下がる予定。